

下関市標準準拠システム(統合滞納管理)導入運用業務 事業者選定公募型プロポーザル実施要領

内 容(目次)

1	目的	2
2	業務概要	2
3	見積限度額	2
4	日程	2
5	参加資格	3
6	参加申込み手続	3
7	質問の受付及び回答	4
8	提案書作成方法等	5
9	審査方法	6
10	選定結果について	8
11	契約締結に向けての協議	8
12	情報公開	8
13	その他	9
14	提出先・問合せ先	10
15	施行期間	10

令和6年3月
下関市

1 目的

本要領は、「下関市標準準拠システム（統合滞納管理）導入運用業務」に係る受託候補者の選定に当り、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市標準準拠システム（統合滞納管理）導入運用業務（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所 下関市南部町1番1号 下関市役所ほか
- (3) 履行期間 契約締結日から令和13年(2031年)3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙1「下関市標準準拠システム（統合滞納管理）導入運用業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
※仕様書は参加申込書の提出時にお渡しします。

3 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) システム導入（令和6～7年度） 44,900,000円
- (2) システム運用（令和7～12年度） 160,700,000円

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和6年3月26日（火）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和6年4月 5日（金）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和6年4月10日（水）までに送付
- (4) 質問の受付期間 令和6年3月26日（火）から
令和6年4月 5日（金）まで
- (5) 質問に対する回答 令和6年4月10日（水）までに送付
- (6) 提案書提出期限 令和6年5月 7日（火）まで
- (7) 選考審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）
令和6年5月17日（金）【予定】
- (8) 選考結果通知 令和6年5月24日（金）までに送付

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの告示日から候補者を選定する日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (4) 下関市に対する税金を滞納していないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 平成31年4月1日以降に人口25万人以上の地方自治体において、基幹業務システムの導入業務または運用保守業務の実績を複数有すること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア【様式1】参加申込書（1部）
- イ【様式2】会社概要書（1部）
- ウ【様式3】実績報告書（1部）

(2) 提出方法

持参（土曜日及び日曜日を除く9時～12時・13時～17時）又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、本市はその責めを負わないものとします。

(3) 提出期限 令和6年4月5日（金）17時 必着

(4) 提出先

下関市財政部納税課

(5) 仕様書の受渡方法

参加申込書の提出時に仕様書を受け渡します。参加申込書を持参により提出いただいた場合は、その場で仕様書の受渡しを行い、郵送で提出いた

だった場合は、電子メールにて送付します。

(6) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日

令和6年4月10日（水）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和6年4月12日（金）17時までに納税課に電話で御連絡ください。

イ 通知方法

【様式4】参加資格審査結果通知書により電子メールにて通知します。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができます。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 【様式5】質問書

イ 提出方法 電子メール

※必ず電話で受信の確認を行ってください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

ウ 受付期間 令和6年3月26日（火）～ 令和6年4月5日（金）
17時必着

エ 提出先 下関市財政部納税課

zsnozeik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 回答

ア 回答方法 参加申込者全員に電子メールで回答します。

イ 回答日 令和6年4月10日（水）まで

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

用紙は、日本産業規格 A 4 判とすること。ただし、視認性等の問題により、A 4 判に記載することが困難である場合に限り、日本産業規格 A 3 判用紙の使用を認める。その際は、A 4 判のサイズに折り込んで使用すること。

イ 見積関連書類

（様式6-1）見積書

（様式6-2）見積明細書

（様式6-3）補助申請項目明細

ウ 機能要件及び帳票要件の対応表

仕様書別紙 1 - 01機能・帳票要件対応表

エ 下関市税滞納なしの証明書※

本市に納税義務がない場合も提出は必要です。

オ 法人税、消費税及び地方諸費税の滞納なしの証明書※

※いずれも提出日前 3 か月以内に発行された原本 1 部

(2) 提出部数

上記(1) アからウは、正本（紙媒体）1 部、副本（紙媒体）8 部を提出すること。また、正本の電子データ（CD-R 又はDVD-R）1 部を提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 5 月 7 日（火）17 時 必着

(4) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～12時・13時～17時）又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、本市はその責めを負わないものとします。

(5) 提案書の作成方法

記載の順序は、別紙2 評価基準の「2 各評価分類の評価基準及び採点基準(1) 提案書の評価基準」の別シート「審査項目・配点基準表【提案書】」における各項目に順じて作成すること。

(6) 見積関連書類(様式6-1)～(様式6-3)の作成方法及び注意事項

ア 業務履行に要する経費の見積額を作業項目別に記載すること。

イ 積算にあたっては、内訳(積算根拠)を明らかにすること。

ウ 見積限度額の範囲を超える見積書を提出した場合は、選考審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション)への参加を無効とし、失格とする。

エ 見積書には、提案名称(件名)、金額、住所、社名、代表者の役職及び氏名を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印すること。ただし、代表社印の押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先を追記すること。

オ 選定された受託事業者との協議においては、必要に応じて作業項目別金額の調整を行うものとする。

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙2 評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施します。

ア 日程 令和6年5月17日(金)【予定】
(時間等の詳細については、別途連絡します。)

イ 実施場所 下関市役所本庁舎西棟5階大会議室

ウ 出席者 5名以内

エ 実施時間 90分(内訳は次のとおり)

①プレゼンテーション：説明40分、質疑応答20分

②デモンストレーション：説明20分、質疑応答10分
オ 貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター(HDMI入力)
(上記以外の物品は、提案者の負担において用意してください。)

カ その他

①プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とします。

②プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

(3) 説明内容

①プレゼンテーションは、プロジェクト責任者（PM等）が実施すること。
ただし、デモンストレーションはこれ以外の者でも可。

②プレゼンテーションは、別紙2評価基準における「2 各評価分類の評価基準及び採点基準」「(1) 提案書の評価基準」の各評価項目及び見積書の内容について、考え方及び取組内容を分かりやすく説明すること。

③デモンストレーションについて、新システムの実機を用いて、システムの基本的な構成及び操作性について分かりやすく説明すること。ただし、新システムの実機を当日までに準備することができない場合は、画面イメージ図等を示したスライドを用いて説明を行うこと。

(4) 受託候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、別紙2評価基準の評価の分類のうち「(1) 提案書」の評価点が高い者を受託候補者として選定します。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には受託候補者として選定しません。

10 選定結果について

選定結果は、受託候補者の選定後にプレゼンテーション及びデモンストレーションに参加した全ての提案者に対し、【様式7】選定結果通知書により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 提案者数
- (3) 受託候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を、一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

本市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響を与えるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の書類の訂正及び差替えは、本市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。

やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者の決定までに満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

(5) 参加申込者又は提案者が1者の場合であっても、選考審査を実施し受託候補者の選定を行います。

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、本業務の契約相手となった者が作成した提案書については、本市が必要と認める場合には、本市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとしま

す。

- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 本業務は、地方公共団体情報システム機構が交付するデジタル基盤改革支援補助金を財源とすることから、当該補助金の交付決定が得られない場合は契約を行いません。また、交付決定が得られた場合においても、交付決定額によっては業務範囲を見直す場合があります。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 提出先・問合せ先

下関市財政部納税課税務政策係

〒750-0006 山口県下関市南部町1番1号

電話 083-231-1802

電子メール zsnozeik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要領は、令和6年3月26日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。